イギリスにおけるPFI刑事施設と受刑者の社会復帰

ダヴゲート刑事施設 (治療共同体)監察リポートにふれて

一 宅 孝 之

R・グラディング

第一章 序 わが国におけるPFI刑事施設構想の背景

第二章 PFI刑事施設構想の歴史的背景

第四章 ダヴゲート刑事施設(治療共同体)の監察リポート第三章 PFI刑事施設におけるダヴゲート刑事施設

第五章 おわりに

第 序 わが国におけるPFI刑事施設構想の背景

設(Construct)、運営(管理運営Manage)、資金調達(Finance)、の事業につき、民間資金を活用し、あるいは民間に ビスをより少ない税金で提供することを目的とした新しい公共事業の手法」とされ、公共施設の設計(Design)、建 委ねようとする政府による政策的導入をいうのである(DCMFモデル)。このPFIの理念を適切に表現する言葉 PFI(Private Finance Initiative)は、一九九二年に連合王国イギリスで生まれたものであり、「良質の公共サー

が、 V F M 最大化する、すなわち納税者(Taxpayer)に利益をもたらすことを目的としたものであるとされる。 (Value For Money)とされ、その概念は国民から徴税した資金(マネー)に対する対価 (バリュー)を

にあり、二○○八年一○月に運営開始となる。このPFI手法を活用した刑事施設の整備運営は、 よび新しい刑事施設の運営の在り方の模索にあったとされる。 が建設され運営開始となった。第二号事業として「島根あさひ社会復帰促進センター」(島根県浜田市)が建設途上 施設の整備運営が検討され、二○○七年四月、その第一号事業として「美祢社会復帰促進センター」(山口県美祢市 等の整備等の促進に関する法律」(一九九九年法律一一七号)に基づき、PFI手法である民間資金を活用した刑事 わが国では、イギリスおよびアメリカ合衆国の刑事施設の整備運営に倣って、「民間資金等の活用による公共施設 過剰収容の緩和お

本稿でいうPFI刑事施設に関し、その事業主体、事業スキーム、 事業実施につきあらかじめふれておくことにす

る

ていることに特徴がある。これが、「SSJ株式会社」であり、 である。島根あさひ社会復帰センターでは、 (ALSOK)、グリーンハウス、日本電気、丸紅、イオンディライト、PHP研究所(「大林・ALSOKグループ」) ポート」が、この特別目的会社であり、同会社への出資をした構成企業は、代表企業の大林組、その他総合警備保障 が事業主体として設置される。後述する、わが国の「島根あさひ社会復帰センター」では「島根あさひソーシャルサ PFI刑事施設は、 建設、運営までの多岐の業務分野にわたるため、複数の企業が、共同してこの多段階の業務に沿った PFI事業目的で政府との事業契約を結ぶために、特別目的会社(Special Purpose Company. SPC) 政府の管理責任のもとで公共事業として行われるものであり、 特別目的会社とは別に、運営業務を担う別個の運営専門会社が設立され 同会社の出資は、イオンディライトおよびPHP研 民間の事業主体は、 事業が設計

【図1】 島根あさひ社会復帰センター整備・運営事業:事業スキーム

■事業スキーム



(出典) 大林組HP http://www.obayashi.co.jp/solution/pfi/etc5.html (参照) http://www.shimane-asahi.co.jp/substance/group.html http://www.moj.go.jp/KYOUSEI/PFI/index.htm

> 政 の

一府に

に施設の

所有権を移転

する 蕳

Transfer) 。 る_??

BOT方式」をとって

資を受け

施設を建設

L

(Build)

特

莂

Ħ

的

会社

が F |の島根

金 T

融 刑

機

関か

5

業期

中

は所

有

し運営

(Operate

た

ち 間

事業期間終了

20 年

復帰セ するかで、

ンタ

ĺ

0 が

Р 玉 民

事 あ

施

設

0

場

とも F 限定。) 本稿は、

(イングランドおよび I刑事施設 で開 治 療 九九二年三月、 共 始され経 0 経緯 同 体 を 概 ゥ 験 を 観すると エ 積 1 イ ギ h ル

だ ズ 1]

究所を除く大林 プであった。 図1 A L S O K グ ル

府

(官

と企業

何

n 施

が

所

有 政

わ

さひ

社会

運営期間

中

O

P F

T

刑

事

設

を

Therapeutic

をしようとするものである

Community)」を掲げるダヴゲート刑事施設 (HMP Dovegate) の事業につき監察リポートを参照し、 若干の問 題提起

といえよう。 の本流からの、すなわち拘禁刑緩和および社会内処遇の拡充の議論と当時直接的に統一性を保った議論ではなかった のとすることができる。したがって、PFI刑事施設の開設は、施設内処遇から社会内処遇の流れという犯罪者処遇 Ⅰ型の刑事施設建設へと、後者は行刑改革会議の審議を通じた「刑事施設・被収容者処遇法」の成立へと繋がったも 和と二○○二年一○月の名古屋刑務所事件が新しい刑事施設の運営の在り方を考え、前者が刑務所新設、そしてPF 設内・社会内処遇の在り方との基本的な関係の議論において、唐突さがある。現下の刑事施設における過剰収容の緩 わが国でのPFI刑事施設の開設は、 行刑改革推進会議の審議経過との関係において、また犯罪者処遇における施

とくに、わが国の第二号事業「島根あさひ社会復帰促進センター」は、教育プログラム、とりわけ「治療型教育プ しかし、PFI刑事施設の開設は、明治時代以降の国家による一元的な犯罪者処遇管理制度を修正するものではあ それゆえに、 歩み始めたPFI刑事施設制度の抱える問題と可能性とを慎重に見極めることが必要である。

るものである。 試みようとしていることから、その処遇の在り方を検討することも重要であろう。本稿は、このための準備作業とな ログラム」の充実を図る構想をしており、「治療共同体」による双方向型のコミュニケーションを取り入れた処遇を

応しく、 いるので刑事施設の表現が刑務所より適切であること、またイギリスの刑事施設は施設の民営刑務所という表現が相 なお、イギリスのPFI刑事施設(Contracted Prisons)は未決の被告人および既決受刑者を収容する施設を含んで わが国の官民の混合運営刑事施設というべきものと対照的であることから、 両者を包括した用語法として

- (1) 野田由美子『PFIの知識』(日本経済新聞社、二○○三年)一三頁。
- $\widehat{2}$ とする。 of Purpose, [2007] Crim.L.R.518. ゲンダースとプレイヤーは、本論稿において、一九九七年以降の新労働党 に享受するとし、学ぶべき教訓を検討している。 事司法の国際市場段階への開放が依然として犯罪統制と個人の自由に均衡を持たせることの伝統的な課題を生じさせる よび刑事施設における民間セクターから教訓を得るべきとし、主要達成目標の逆効果とVFMイデオロギーの虚構性を セクターの管理運営者主義 Labour)政権下で、公衆の保護と市民的権利・自由の尊重との均衡が謳われ、次第に自由市場原理と同様に新しい公共 「質的サービスの提供」と「費用効果」との固有の緊張があることから、(低い賃金・年金・職務の安全性による不利な Elaine Genders and Elaine Player, The Commercial Context of Criminal Justice: Prison Privatisation and the Perversion しかし、(民営刑務所の)経営および運営(部門の)職員スタッフは同じ公共セクターの者よりも高給を頻繁 職員数およびサービス条件の縮減化した運用経費の節減によって論じ、自由市場経済原理の重要性と刑 (経営管理者的手法managerialism) が支配的になっていることから、 同管理運営者的事項お
- 3 International Research Unit), United Kingdom, Prison Privatisation Report International, No.44, Nov. 2001, 金対価を表す経費で提供する」と述べたが、これはVFMを端的に表現したものである。PSIRU(The Public Services ○○一年 一月の 声明で、 施設の整備について」刑政一一三巻八号(二〇〇二年)四六頁。刑事施設業務総局長ネーリイ(Martin Narey)は、二 参照、 野田由美子、 前掲書、注1、二八頁。PFIによる刑事施設の整備につき、太下義之「PFIによる矯正関係 刑事施設の今回落札裁定が「現代的な刑事施設を、迅速に、かつ納税者にとって好ましい資
- その他、民間資金ではなく国費で建設し、PFI手法での運営を二〇〇七年一〇月に開始したものに、第三号事業 |喜連川社会復帰促進センター」(栃木県さくら市) および第四事業 :ある。法務省法務総合研究所『平成19年版犯罪白書』(二○○七年)七一~七二頁 「播磨社会復帰促進センター」(兵庫県加古川市

http://www.psiru.org/justice.

- 5 うな影響を及ぼすかは不明」とし、第1号事業の評価を待たないで連続した施設建設計画への進んだことに批判的視点 徳永は「利潤を追求せざるを得ない企業が、刑罰執行の領域にどのような関わり方をし、それが被収容者処遇にどのよ 導入の経緯」刑事立法研究会編『刑務所民営化のゆくえ 日本版PFⅠ刑務所をめぐって』(二○○八年)一○頁以下。 わが国の行刑改革会議等におけるPFI方式の刑事施設の議論経過等につき、徳永光「刑事施設に対するPFI方式
- のHP参照。http://www.moi.go.jp/KYOUSEI/MINE11.pdf 五一頁。藤本哲也「PFI刑務所の将来について考えよう!」罪と罰、一七八号(二〇〇八年)二八頁。法務省の以下 島根県立大学『フォーラム 二○○七、十一「島根あさひ社会復帰促進センターを考える」[報告書]』(二○○八年
- $\widehat{7}$ に所有権を移転し、その後、政府が維持管理、運営を行うBTO方式もある。 野田由美子、前掲書、 「注1、八四頁。このBOT方式と異なる方式に、企業体が施設を建設し、直ちに政府(官・公)
- 8 成功するのか」前野先生古稀祝賀論文集刊行委員会『刑事政策学の体系』(二〇〇八年)五四頁。 地域との共生、③官製市場の開放と雇用創出・経済活性化の三点とする。山口直也「わが国において刑事施設民営化は 山口直也教授は、わが国が掲げたPFI刑事施設導入目的は、①過剰収容の緩和と処遇の適正化、②行刑の透明化と
- 9 と思われる。示唆的な論稿として、以下参照。Oliver Hart, Incomplete Contracts and Public Ownership: Remarks, and an 運営刑事施設として把握するのか、それとも不完全型のPPPとして位置づけるのかは、分類上の概念把握によるもの シップを組むのかによって、その変型(不完全型)はありうる。わが国のPFI刑事施設である社会復帰促進センター PPP)というべきか。もっとも、PPP事業方式は、DCMFモデルのうちいずれの段階をどのように官民がパートナー 書斎の窓、五六六号(二○○七年)五六頁。混合運営刑事施設は官民共同運営刑事施設 非行の心理学の課題と展望」同編『犯罪・非行の心理学』(二○○七年)二四一頁、同「「理想の刑務所」を夢想する」 処遇プログラム作成に関与された藤岡淳子教授のフォーラム発言。島根県立大学、同書、一一〇頁。藤岡淳子「犯罪 国家権力の直接的な強制権限行使の基本管理部分を官(政府)が保持し、他を民に委ねるのであるが、これを混合 (Public-Private Partnership
- 10 Application to Public-Private Partnerships, CMPO Working Paper Series No.03/061, 2002 (働) のPFI刑務所につき、吉野智「PFI手法による官民共働の新たな刑務所の整備について」

第二章(PFI刑事施設構想の歴史的背景

矯正改善機能は、その内容を刑務作業(労働)の賦課を伴ったものから、 矯正改善機能のいずれの機能も、 刑事施設の民営化は、近代刑事施設の機能形態と連動している。それは、自由刑に歴史的に担った自由剥奪機能と あるいは前者の自由剥奪機能のみをもたせるか否かによって異なってくる。 改善処遇(「矯正処遇」刑事施設被収容者

者の刑事施設(Gaol)として刑事裁判と歴史をともにしてきた。 の場合、一八七七年の刑事施設法(Prison Act 1877)の成立によって特徴づけられる。一方、未決の被告人は、勾留 ともあれ、受刑者の刑事施設内での処遇は、既決の受刑者に対しては、近代刑罰制度の成立を画期とし、イギリス

処遇法八四条)の代替強制まで、

歴史的に推移してきているといえよう。

社「グループ4」と、ついで同年一二月にはブレイクハースト (Blakehurst) 「UKデントンサービス」との間で刑事施設の民営化(PFI)が始まったのである。 イギリスにおけるPFI刑事施設は、一九九二年ウォルズ(Wolds)未決拘禁施設 地方の既決者の刑事施設が民間会社 (Remand centre) が民間警備会

者および未決拘禁者)の扱いは、 しかし、広く犯罪者の矯正において、民間が関与した歴史は古い。官民の連携による未決・既決の被拘禁者 拘禁、 処遇、 受刑者の労働力活用等、 多岐にわたる。

そこで、今日のイギリスにおけるPFI刑事施設による犯罪者処遇に先立って、民間企業が犯罪者処遇にどのよう

(三宅、グラディング)

イギリスにおけるPFI刑事施設と受刑者の社会復帰

おり、それらが犯罪者処遇の合理化という積極的意味をもたらす側面があったことを理解することができよう。 のかを素描しておく。このことから、民間企業が持つ経済合理性やノウハウは過去にも取り入れられた歴史をもって な関わりを見せてきたのか、また、民間企業の開拓した科学技術手段・機器がどのように犯罪処遇に活かされて来た

受刑者処遇における民間企業委託構想である。 きものを見ることができる。その第一が、民間業者による流刑地への受刑者移送請負であり、 イギリスの犯罪者処遇における民間企業の関与とそのあり方の議論は、近代刑罰制度確立過程において参考とすべ 第二がベンサムによる

(1)民間業者による流刑地への受刑者移送請負

比較的軽微な受刑者に科されていたが、アメリカの独立戦争から独立(一七七六年)を経て、オーストラリアへの流 者として関与していた。この一連のアメリカ大陸およびオーストラリアへの重罪流刑者の移送経費の大半は、「人間 に遭い、また流刑者の一・八%の死者を生む非人道的なものであった。この流刑の移送には、民間運輸業者が請 的があり、本来的に流刑地において、居住地の制限はあるとしても、労働強制を伴うものではなかった。 ラリアへの流刑は、当初イギリス本国から流刑地への移送によって、植民地開拓の労働力として活用するところに目 刑地(一七八七年開始)変更が一八四〇年台に大半が停止されるまで続いた(公式廃止一八六七年)。このオースト (当初ヴァンディメン島) への海軍船あるいは商船を移送手段とした流刑は、八か月余の移送航路中に、 間に摩擦が生じ、流刑地での労働強制までを伴うものとなった。いずれにせよ、イギリス本国からオーストラリア (重罪受刑者 七七〇年代までは、死刑を除いた流刑(Transportaion)は、イギリス本国から植民地アメリカへの移送を意味し、 Convict) は、流刑地では植民者として生活をすることができた。この事態は、後に自由植民者と

的構造に支えられたものであった。流刑制度は、一八六一年頃には、それが経済的に安価な経費で維持できないこと 船荷」を販売する利潤追求の商人とそれを買収する植民者に負わされており、行政 廃止を迫られたことは留意すべきであろう。 (官) と私企業との依存した経済

累進処遇の手法が、新しい地で実験的に取り入れられたのである。 (z) 新しい雑居処遇システムを生みださせたといえる。 の刑事施設にあって、点数制による累進処遇制度という流刑者の集団管理、規律維持、改善意欲の喚起等と結合した コノキー(Captain A. Maconochie)をして、ノーフォーク島(Norfork Island)において、一八三八年に法定居留地 殖民者との摩擦回避のために、流刑者は次第に刑執行の居留地、刑事施設での生活に追いやられた。このことが、マ 拡大は 一七九○年代からオーストラリア大陸部のニューサウスウエルズ(New South Wales)への流刑者の法定居留地の 当初の自由殖民者による流刑者の雇用段階から、次第に開拓地の狭隘化、市民権拡大への警戒等による自由 物理的強制に依らない規律維持を図ることに繋がる犯罪者の分類

特別区域において可能ということを彷彿として思わせる事柄であった。 翻ってみるに、 わが国のPFI刑事施設における受刑者への種々の新処遇手法、受刑者管理技術の採用は構造改革

(2)ベンサムによる受刑者処遇における民間企業委託構想

なった (一七七九年立法化)。この重罪犯罪者用の刑事施設 ける本格的な重罪受刑者処遇が検討され、新しい種類の刑事施設(懲治施設 威嚇予防効果への疑問による衰退する死刑および流刑先の植民地(アメリカ)の独立のなかで、イギリス本国にお (J.Bentham) が提案したパノプティコン (Panopticon)による一望可能な放射式監視施設である懲治施設による処 (以下、「懲治施設」という。) の立法化過程で、ベンサ Penitentiary)制度が創設されることに

遇構想 イギリス型PFI刑事施設に類似した徹底した民営化運営の刑事施設提案であったといえる。

「これは懲治施設を自由な労働に依拠した工場に見立てるものであり、その施設における受刑者の労働力および生 うとするものである」 産の維持など管理および運営は政府による規制、 介入を受けず、請負契約を交わした企業主の利益考慮に委ねよ

に制裁金 視塔への公衆の自由なアクセスによる公衆監視、 企業主に委ねた受刑者処遇がもつとされる恣意性と専断性への批判に対し、ベンサムは二つの抑制措置、 (五ポンド) を課すことを提示し、 その問題点を回避できるとした。 および②ロンドン市民の年平均死亡率に至った施設には死者一人毎 -央監

らない無益な「労働」は、 主義的な宗教的改悛に支えられた厳正独居拘禁、 求めることへと繋がる過酷な刑罰を求める時代の思潮を反映させるものではあった。この刑事政策的新立法は、 立させた。この新立法は、 制度を批判しつつ、政府による人道的扱いに沿った、宗教教誨による改悛を求める、公的な重懲役の懲治施設法を成 議会で支持を得られることはなかった。イーデン 受刑者管理および資本主義的な民間の工場生産活動の採用による労働習慣の習得を改善目標としたものであったが、 は斥けられた。モデル施設のために予定地まで用意したベンサム急進案は、パノプチコンに象徴された合理化された ベンサムの受刑者の独居拘禁、「強心剤」として歓迎される自己訓練できる雇用労働、 国民に威嚇力を与え、 施設内の受刑者の扱いにおいて社会内の市民の生活水準以下を求める劣位 当時の議会内の多くの議員および世論が求めたものであり、これらに沿ったものでもあっ 死刑の適用減少および流刑の予想される廃止のなかで、 過酷さゆえに回顧的に改悛性を求めることはできても生産性と繋が (W.Eden) 等の改革派は、 従来の手数料に依存した刑務官 国内化した重罪者の処罰課題 監視 (Surveillance) の提案 原則を 福音

たということはできよう。

これらベンサム提案は、PFI刑事施設事業における要求水準、 事業費減額、 未到達の公衆参加型の刑事施設の施

設視察の萌芽的な制度を示唆するものであった。

- 〔11〕 三宅『英国近代刑罰法制の確立』(二○○一年)一四頁。もっとも、一八、一九世紀(とくに一八四○年台前)に微 罪有罪者に対しては矯正施設(House of CorrectionおよびワークハウスWorkhouse)が短期収容施設として存在した。
- 37. 施設内での労働の賦課に全国的な基準はなく、木材伐採(ウエークフィールド矯正施設)、刑事施設の維持、回旋 England and Wales, in:Drik van Zyl Smit and Frider Duenkel, PRISON LABOUR:SALVATION OR SLAVERRY 2,1999,at Frances H. Simon, PRISONERS' WORK AND VOCATIONAL TRAINING, 1999, at 2., John Vagg and Ursula Smart
- 〜(12) 三宅、同七頁。ウォルズ施設は一九九三年には、地方のB類型(級)訓練刑事施設、二○○三年にはC類型施設とな Inspector, Report on a full announced inspection of HMP Wolds 15-19 November 2004, www.homeoffice.gov.uk り、一九九八年全面的な監察が実施され、また二○○四年一一月の監察は監察リポートが公開されている。HM
- 13 同、一九頁、一〇七頁注二七。

justice/prisons/inspections

盤、空車踏み等があった。

- (当) Sir Leon Radzinowicz and Roger Hood, A HISTORY OF CRIMINAL LAW AND ITS ADMINISTRATION FROM 1750,Vol.5,at 467,478.
- 15 Richard W. Harding, PRIVATE PRISONS AND PUBLIC ACCOUNTABILITY, 1997, at 25
- (16) 三宅、前掲注(11)、一九頁。
- 17 OXFORD HISTORY OF THE PRISON, 1995, at 263 John Hirst, The Australian Experience :The Convict Colony,in:Norval Morris and David J. Rothman (Eds.),THE
- 18 マコノキーの点数制による累進処遇制度は、刑は期間ではなく一定の作業量の達成を基準として言い渡されるべきとし *Id.*.268,276. ニューサウスウエルズは、一八三五年当時、オーストラリア大陸の東半分以上を占める地域を指した。

すべきとするものであった。Id.,290 化を保障するため個人責任と相互信頼の感覚が涵養され、部分社会の刑事施設が、外部の全体社会と緊密な接触を維持 数により自由度を得るものであった。同制度は、受刑者に対する身体罰や物理強制を不要なものとし、成功裏の再社会 てのみ賄わせ、他受刑者とは、攻撃しない限り(その場合、点数の喪失)自由に交流し、 処罰と改善とを組み合わせた処遇構想を基にしていた。作業を含む善行による点数獲得、衣食の支弁はこの点数によっ 作業することも可能とし、

- (19) 三宅、前掲注(11)、二三頁
- 20 JUST MEASURE OF PAIN,1978,at 110 Eds.),THE OXFORD HISTORY OF THE PRISON,1995,at 94., F. H. Simon, supra note 11, at 3., Michael Ignatieff, A 同頁。Randall McGowen, The Well-Ordered Prison England 1780-1865, in:Norval Morris and David J. Rothman

|三章|| PFI刑事施設におけるダヴゲート刑事施設|

NOMS) は、二〇〇八年四月から司法省(Ministry of Justice.一〇〇七年五月創設)の一部局に置かれ、国営刑事施 務省の外局にあった刑事施設業務庁(HM Prison Service)の業務は二○○七年五月同司法省に引き継がれ、この下 設の提供運営および民営化刑事施設の契約監督を含め、施設内および社会内の犯罪者処遇・援助 政府組織の二〇〇四年の改編により創設された全国犯罪者管理業務庁(National Offender Management Service. 雇用、 居住)機会の提供により公衆を保護し、再犯を減少させる業務を担うことになった。これによって、内 (社会復帰、

に置かれることになった。

1 イギリスにおけるPFI刑務所

を放棄することによって加速したとされる。 タンクが刑事施設における混合運営型(Public-Private Partnership.PPP)を許容する民営化への障害となるイデオロギー 予算支出削減手段としての民営化方針、 イギリスにおいて、PFI刑事施設の建設は、一九八○年代初頭のサッチャー政権(Thatcher Goverment)による 実施に始まり、二〇〇一年には「法と秩序」の政党としての労働党のシンク

トは、 のであった。 方途を示した一九九○年のウルフ・リポートは、ウォルズ未決拘禁施設で取り入れられた民営化の手法を促進するも (Strangeways)刑事施設他、二○余刑事施設での暴動、その後の暴動原因解明と全刑事施設内処遇の見直しと改善の 内務大臣ベーカー(Kenneth Baker)に新たな精神療法の刑事施設を設置する必要性を説かせるところとなっ ウルフ卿 (Lord Woolf) せ、 後述するグレンドン (Grendon) 精神医療刑事施設も調査し、 そのリポ

九九二年のウォルズ未決拘禁施設の民営化は実験段階であったが、一九九〇年四月に発生したストレンジウェズ

九九四年、九五年と最重警備刑事施設からの一連の受刑者逃走事故ホワイトモア、パークハースト (Whitemoor,

(四年間で四○%増)は、PFI方式とDCMFモデルの検討を踏ま

刑事施設業務庁に、ウォルズ未決拘禁施設方式を拡張させることになった。

Parkhurst)両刑事施設と刑務所収容者数の激増

イギリスにおけるPFI刑事施設の二〇〇二年段階までの状況については、一連の吉野論文があるので、以下では

イギリスの刑事施設は未決拘禁および既決受刑者の収容施設は、二○○八年五月の時点で一四一施設あり、そのう

最近の状況につきダヴゲート刑事施設に関係づけて簡単にふれる。

ちPFI刑事施設 (Contracted Prisons)は一一施設ある。一九九二年最初に開設されたウォルズ未決拘禁施設は、他

設には 調達(F)のDCMFモデル事業内容のうち運営のみにあたるPFI事業刑事施設であった。その後のPFI刑事施 0 初期の三施設 DCMFモデルの事業が多く見られるようになった。これらには、 (Doncaster, Buckley Hall, Blakehouse) と同様に、前述の設計 (D)、建設 (C)、運営 アルトコース (Altcourse) 等の刑事施設 $\widehat{\mathbb{M}}$ 資金

2 ダヴゲート刑事施設(治療共同体

が入り、この場合、現在契約期間は二五年である。

は、六~八人の受刑者と一人のスタッフからなる小グループと全スタッフ・受刑者が参加する共同ミーティングとで らは、二三五人の収容能力なかで二○○人程度、六棟の自立的な精神療法の治療共同体のなかで生活している。 に身体的性的な虐待を受け、薬物乱用、自損行為、自殺企図の経歴があり、常習的な施設規則の違反者であった。彼 象者は、保安程度がやや重いB類型の受刑者であり、 国内での最初で、しかも最大の本格的な刑事施設ベースの治療共同体とされ、今日に至っているものである。収容対 の南中央部に、一九六二年に実験的な精神療法の刑事施設として建設されたものであり、 二〇〇一年に設置されたものである。グレンドン(今日のGrendon /Spring Hill)精神医療刑事施設は、イングランド (1) 設置の経緯 このダヴゲート刑事施設 (治療共同体)は、第二のグレンドン精神医療刑事施設として構想され、 人格障害および精神病質の問題のある男性、その多くが幼児期 一九九一年にはイギリス本

の移送は適さないが、 たことから、一九九四年、内務省は一九八三年精神保健法上の治療基準には適さないため一般精神医療の精神病院 グレンドン施設の収容能力に限界があり、一九九一年当時、要処遇対象者は一九二〇~二五〇〇人と予測されてい 制度的な治療には適合する受刑者は最低二三九二人いるとしていた。このことから、 内務省は

構成されている。

グレンドン型の収容B類型の受刑者処遇施設を建設することを模索したが、適地を確定することができず休眠状態に 刑事施設業務局保健ケア専門官による課題遂行班(Task Force)を立ち上げ、一九九五年夏にはイングランド北部に

入った。

収容で、うち二〇〇名の治療共同体として使用できる刑事施設が、 (Marchington) に建設されることになった。内務省刑事施設業務局の要求水準、入札、落札に至る経緯については、 しかし、前述の時代状況の変化もあり、一九九七年一一月、新たにDCMFモデル事業のPFI方式で、八○○名 前記スタッフォードシャーのマーチントン

部隊」の助言者であったジェンダーズ女史は、その状況を説明している。それによれば、競争させた二つの要求水準 ここでは省略するが、当時の内務省同局の契約・競争班のダヴゲート刑事施設DCMFプロジェクトの「治療共同体

(Incentives and Earned Privileges Scheme) および性犯罪者プログラム (Sex Offender Treatment Programme. SOTP)

としての事項は、処遇に関する治療共同体モデルの原理および哲学に関わってのものであり、IEPスキーム

要なインセンティブの確認によって善行を保持させ、これに報償を与えることにある。また犯罪プログラムとしては 性犯罪での全受刑者が釈放前に必要的に受けるもので、およそ一八~二○週にわたり、毎日のセッションで認知行動 にあった。IEPスキームの目的は、模範行動を示すか、刑事施設に積極的な貢献をするかの受刑者となるために必

2)ダヴゲート刑事施設は、イングランド中西部スタッフォードシャー(Staffordshire) 州のユートクスター

(cognitive behavioural method) を基にしたものを求めていた。

員二〇〇名の集団精神療法の治療共同体区画 分類Bの中警備を要する受刑者八○○名収容している。この刑事施設は、主要施設からはほぼ自律性を保っている定 (Uttoxter)に在り、セルコ(Serco)事業体(企業)によって運営され、成人男子(M)の閉鎖施設 (施設)を有している。ここは、ダヴゲート刑事施設 (CL) で収容者 (治療共同体

(以下「ダヴゲート治療共同体」) といわれている。

干見ることにする。 ダヴゲート治療共同体の施設および処遇の概要は、次節のダヴゲート治療共同体監察リポートに触れるなかで、若

に純化した形態をとる以上、処遇強制は不可能なのである。 療共同体での処遇根拠がなくなり、再移送(または仮釈放) るいは治療的処遇が終了したり実施されなかった場合には、一般刑事施設における拘禁状態、すなわちダヴゲート治 治療的処遇のために移送されていることが前提となっている。このことは、受刑者が治療的処遇を拒否した場合、あ いずれにせよ、ダヴゲート治療共同体の収容対象者である受刑者は、刑の執行過程にあって、受刑者の同意による の対象となることを意味している。受刑者の処遇が拘禁

- 21 http://noms.justice.gov.uk/, http://www.hmprisonservice.go.uk Ministry of Justice, 2007-2008 DEPARTMENTAL ANNUAL REPORT, Cm 7397, May 2008,
- 22 Prison, 42 Howard Journal 2,2003,at 137. 公共政策研究所 and Private Prisons, 4 Punishment and Society 3,2002, at 285 効率的に実行されるかが証明できる力に潜在的に拠っていることを示した。Elaine Genders,Legitimacy,Accountability 帰的制度の民営化は、公開性(openness)、説明責任(accountability)、適法性(legitimacy)の条件に適合して効果的、 Research (IPPR) ,BUILDING BETTER PARTNERSHIPS,2001.自由主義的民主主義においては、刑事施設を含む社会復 Elaine Genders, Privatisation and Innovation - Rhetoric and Reality: The Development of a Therapeutic Community (労働党シンクタンク)リポート。Institute for Public Policy
- 23 ld.the former,140.ウルフリポートにつき、三宅「イギリスにおける保守党政権下の刑事政策」秋山・大出 『民衆司法と刑事法学』(庭山先生古稀祝賀論文集)(一九九九年) 所収、 五〇五頁。 ・小田中他
- 24 Afrian James and Keith Bottomley, Prison Privatisation and Remand Population: Principle Versus Pragmatism, 37 Howard

Journal 3,1998, at 230-1.

- 25 PFI事業について(前)(後)」刑政一一三巻七号、八号(二○○二年)各六二頁、五四頁。 吉野智「英国における刑務所PFI事業について」捜査研究六○七号(二○○二年)四頁、 同「英国における刑務所
- 26 http://www.hmprisonservice.gov.uk/prisoninformation/privateprison/PFI刑事施設を運営する事業体はGSL、Secro、G4S

司法サービス(Justice Services)、Kalyx(旧UKDS)などである。バックレイホール、ブレイクハーストの各刑事施設

はその後委託運営契約が満了し、官での運営に移行している。

- 27 シャー(Cambridgeshire)州にあるピーターバラ刑事施設(八四○人男女収容の収容類型B施設)は、UKデントンサー ビス会社(UKDS)とプレミア拘禁グループ(Premier Custodial Group Ltd)の共同優先入札者(Joint Preferred Parc, Lowdham Grange, Ashfield, Forest Bank, Rye Hillの各PFI刑事施設。DCMFモデルの事業として、ダヴゲー (Dovegate) とピーターバラ (Peterborough) の各刑事施設がこれに加わっている。二〇〇四年開設のケンブリッジ
- Bidder) として指名された。PSIRU, supra note 3, at 6.

 (\approx) E.Genders, supra note 22,at 141

- 施設業務会社(Moreton Prison Service Ltd)である。PSIRU, supra note 3, at 7.,http://www.serco.com/ ルコ社(Serco PLC 公開有限責任会社) Id.,140. 全請負・運営(DCMF)の事業体は、ワッケンハット矯正企業(Wackenhut Correction Corporation)とセ が五○%出資し経営支配する「プレミア拘禁グループ」系のモートン刑事
- 30 E.Genders, supra note 22,at 148.
- 31 プローチのできることが強調された。Ibid Id.,148-149. その他の要求水準として、 職員にはセラピーに対応できる専門的訓練・資格をもつ多分野のチームア

第四章(ダヴゲート刑事施設(治療共同体)の監察リポート

r V ○四年および二○○六年に実施されている。二○○六年の監察は、二○○四年監察のフォローアップの性質をもって 刑事施設 る 刑事施設に対する定期的な事業監察は、 (治療共同体) への監察は、 主要施設であるダヴゲート刑事施設への監察とは別に実施され、最近では二〇 制度化されリポートとして公表を義務づけられたものであり、ダヴゲート

察長官 事施設 不十分ながら良好、不十分) する形式となっている。 行状況を四基準 概要と問題点と課題をみておく。○六年監察リポートの記述は、監察基準である「健やか刑事施設モデル」により遂 いずれの時期の監察も、 (治療共同体)の監察リポート(以下「○六年監察リポート」)の項目を取り上げて、運営管理および処遇上の (HM Chief Inspector of Prisons, Anne Owers)によって公表された。以下では、二○○六年のダブゲート刑 (①安全、②尊厳、③希望のある営み、 五人構成の監察チームの実地調査によって行われ、最終リポートはオーワー ④再帰住) からみて、総体を四段階評価 (良好、 ズ刑事施設監 ほぼ良好、

HPにも掲載され、国民に公開されるという開かれた方法での公表になっている。 管理業務庁長官 による評価を踏まえ、事業者である刑事施設 監察リポートは、 (Chief Executive of NOMS) 前回二〇〇四年の監察リポートによって指摘をした事項の改善状況、 への諸勧告の提示を含んだ内容であり、 (治療共同体) 長 (Director) および監督機関である司法省全国 しかもそれらが司法省関係の 施設運営・処遇の実地調査

- 〇六年監察リポートの概要

察当時、仮釈放資格を得るまでに一八か月以上の収容期間を残しているBおよびC類型(一部)の男子受刑者を一九 員会(Correctional Service Accreditation Panel. CSAP)の認可を経て、今日の司法省管轄下にあり、二〇〇六年の監 施設は、収容分類のB類型の受刑者施設内の治療共同体ユニットであるが、実際には二〇〇一年、 矯正業務認可委

(1)概要(収容受刑者のうち、濃密で意欲的な集団療法から脱落したものがおり、治療終了で再移送待機中のも

八名(収容定員二〇〇名、当時)収容していた。

る。 るが、それ以外では、それほど積極的な意見ではない状況にあった。 のとを併せると約三割に達していたとされる。これらの受刑者は、 事態は不満足なものであった。職員・受刑者関係は、セラピー内の関係では受刑者は良い援助を受けているとす 治療共同体の諸側面に不満足で、 重圧を感じてい

メニュに欠けている。 収容居住区画は、四〇人用の二面居住ユニットが四か所、二〇人収容のユニットが二か所で、全室単独室でスイー 電化、テレビ接点があるが、 シャワー・トイレは良である。糧食の質は良であるが、エスニックに配慮した食事

あり、 与えられている。 施設内での希望のある営み・活動は、 入所時評価が良くなり、 受刑者の個人学習計画は一貫性をもって活用されている。受刑者は資格取得の機会が 受刑者の意向に沿い、治療とよく結合した範域のある教育・ 就職指

て治療共同体用の公的な再帰住政策はない。再統合を援助するための改善がされ、 の再帰住および刑事施設へ再統合に焦点をおくことは比較的新規のことで詳細な展開が必要なことだった。 一○○四年監察リポートでは「健やかな刑事施設」テストに対しては「不十分ながら良好」の評価であった。 非治療的な刑事施設へ復帰する

ための受刑者支援の組織化されたコースが実施されている。再帰住地で実施されるべき二四の勧告を行ったが、 __

__

が全体として達成されていたとした。

面会の手配はよく、夕刻面会が平日可能である。面会室は明るく拡張家族 (親族) も使用できる。

では、刑事施設(治療共同体)長および司法省全国犯罪者管理業務庁長官への諸勧告の提示とはいかなるものであっ

たのか。主要な勧告をとりあげておこう。

(2) 刑事施設 (治療共同体)長への勧告(型)

以下の諸勧告は、 前回勧告が「未達成」であるため引き続き付されたものである。

①治療共同体は人種関係のプロファイルを集積すべきであること。すなわち、全ての問題が地域グループで扱われ 解決される場合にも、 人種的素質は人種上の事故申立書式によって正式に記録されるべきこと。

②反いじめ、自死予防、自損減少を達成する、より安全な刑事施設フォーラムが、治療共同体のために特に設立さ

れるべきこと。

③アルコール・喫煙への介入および職員訓練を含んだ総合的な地域共同体の薬物戦略が一致して、治療共同体受刑 者の明確な必要性に確実に合うようにすべきこと。

(3) 司法省全国犯罪者管理業務庁長官への諸勧告

されたものである。 第一勧告は前回勧告が「部分的な達成」であったため、新たに、また第二の勧告は前回勧告が未達成であるため付

①いかなる時期にあっても現実に治療を受けていない受刑者は最高一割であることを保障する目的で、もはや治療 中でない受刑者はダブゲート治療共同体外に即刻移送されるべきこと。

②受刑者の健康管理 (ヘルスケア)の権限委任および規定に関する民間運営刑事施設の地位についての判断決定は、

問題点と課題

緊急事項としてなされるべきこと。

は、広く刑事施設における処遇政策として考えられているのではあるが、薬物テスト同様に積極的な義務的なものと 程にあるといえる。優遇を条件づけインセンティブによって人格、行動 の治療的・改善処遇をどのように納得させ、実施させていくかの課題を抱えている。 制限に純化したともいうべき自由刑の枠内にある受刑者に対し拘禁以上に、IEPスキーム、 することは、 ダヴゲート治療共同体は、 明確にIEPスキーム自体に逸脱するものである。先進的なダヴゲート治療共同体は、 先行の新生グレンドン(スプリングヒル)精神医療刑事施設同様に、 変容を遂げさせようとするIEPスキーム 性犯罪者プログラム等 依然として実験過 イギリスの自由

か否か、 すれば、社会復帰的処遇を肯定しつつも、対象者の同意問題 このことは、PFI刑事施設における処遇か、政府運営・管理の刑事施設の処遇かによって、 いかに解決するか、決断するかに課題があることを示すものといえよう。 (納得行刑)と処遇のコストベネフィット論に拘泥する 違いと変化があると

- 32 Inspector of Prisons (HMCIP), REPORT ON A FULL ANNOUNCED INSPECTION OF H.M.P DOVEGATE 29 MARCH APRIL 2004, 2004, ISBN 184473370X,at 4 二〇〇四年当時、 両施設間治療共同体区画の約一 割の者が治療に不参加であり、 移送待機中であった。HM Chief
- 33 HM Chief Inspector of Prison (HMCIP), REPORT ON AN UNANNOUNCED SHORT FOLLOW-UP INSPECTION OF

HMP DOVEGATE THERAPEUTIC COMMUNITY 29-31 AUGUST 2006,2007, ISBN 13:978-1-84726-186-1,PP.43

- 34 法省内の全国犯罪者管理業務庁に提出され、達成のため外部(前出CSAP)からの直接指導に影響する。Id., HPs1-2, at おり、それらの各達成状況は四段階評価(良好、ほぼ良好、不十分ながら良好、不十分)を受け、場合によっては、司 「健やかな刑事施設」(Healthy prison)は、①安全、②尊厳、③希望のある営み、④再帰住の四基準から成りたって
- (55) *Id.*, at 5,7., HPs 12-13, at 11.
- (%) *Id.*, at 7., HPs 14,16, at 11.
- (\(\pi\)) Id., HPs 23-25, at 12. (\(\pi\)) Id., HPs 30-33,37, at
- (%) *Id.*, HPs 30-33,37, at 13 (%) *Id.*, HPs 35-36, at 13.
- (\(\perpsi\)) *Id.*, Recs.2.3-2.5,3.3-3.4,at 15-16,35.
- (4) *Id.*, Recs.2.2,2.10,3.1-3.2,at 15,17,35

42

Cf. Id., HP 19,Recs.2.12,at 11,17.

とする。E.Genders, supra note 22,the latter,at 301 の、さらに進んだ治療共同体区画の選定を通じた、社会復帰制度の展開に向けられた継続的な努力に賛成のようである ジェンダーズ女史は、「今日の思潮は、犯罪者処遇プログラムの急激な増加を通じた、おそらくは刑事施設の地内で

第五章 おわりに

以上から、PFI刑事施設の建設および運営、さらには受刑者の処遇を通じて、いくつかの考えるべき点がある。

さな政府」への志向、地方分権、そしてこの延長上に、 イギリスおよびわが国には、先進資本主義国に共通の経済状況の打開に困難性があり、 従来の公的事業の民営化、 PFI事業化があるといえる。こ 国家財政の破綻状況、「小

れらへ対処する国家の諸政策には、 両国の共通性と著しい相違もありうる

これを刑事政策、 (自由) 刑の性質の相違を踏まえておくべきことが必要である。 とりわけPFI刑事施設事業による犯罪者処遇問題で考えておくと、 犯罪者収容者数増の共通性

未決拘禁者の一万三三一〇人を含めた収容者数である。 イギリスの刑事施設収容者数は、二○○八年四月末には、 前年を二%超える八万二三一九人に至っている。これは

求とが、アンビバレントな心理状況となりながら混ざり合い支えられているといえよう。その背景には、 当な権利保護、 わが国においても、 救済と、 刑事施設への高い収容者数は続いている。この施設収容化の波は、犯罪被害者 国民、 世論調査等に表われる犯罪 (発生・被害) への恐怖・不安、 犯罪者へ の厳正な処罰要 (と家族) 体感治安へ の正

討されてきた脱施設内処遇、 的な二極分化政策による刑事施設への過剰収容状況とともに、イギリスの「社会内刑罰」 の国民の不安があるといえよう。しかし、犯罪発生件数の「増加」とこれに対するポピュリズム的対策、 認知犯罪の件数とその質についての冷静な考察が必要とされているのであり、安易な刑事施設収容化が、 社会内処遇、 更生保護の流れを萎縮させるものであってはならない。この点でも、 化政策も批判的に検討する 見解ではな 長年検

る。 権力行使)の基本的あり方、 イギリスおよびわが国のPFI刑事施設を比較検討する場合には、完全民営化か否かの問題は、 イギリスのPFI事業方式が、 刑罰執行における被収容者の人権問題等とも重なりあって、 わが国のものと本質的な違いがあるとは思われないが、これについては 基本的な重要問題であ 国家強制

ことが不可欠であろう。

イギリスにおけるPFI刑事施設と受刑者の社会復帰

(三宅、グラディング)

二四

別稿に委ねたい。

PFI刑事施設内の受刑者処遇を考える際に留意すべきことはイギリスの拘禁刑とわが国の主たる自由刑である懲

役刑との本質的性質の違いを踏まえることが必要なのである。

イギリスの同意を前提とした治療的処遇ではないことから、 であった。 「代替強制」するところまでに至ったのである。しかし、その改善処遇である治療的処遇も代替強制ではあっても (の懲役刑)はこの二重機能を基本とし、後者の矯正改善機能は、その内容を刑務作業 第二章冒頭で見たように、近代自由刑は歴史的に、二重機能、すなわち自由剥奪機能と矯正改善機能を担ってきて イギリスはすでに前者の自由剥奪機能を担うことに純化してきているのであり(自由刑純化論)、 今次、 わが国は、 刑事施設被収容者処遇法八四条によって、刑務作業強制を改善処遇 治療的処遇の本質的性質に違い (労働) がある。 の賦課を伴ったもの (「矯正処遇」) に 一方わが国

処遇状況はわが国の一般的な刑事施設の拘禁状況ではないのであるが、現代的な受刑者拘禁基準という点から、 維持の在り方は比較検討に値するであろう。 刑事施設の拘禁の比較検討はわが国のPFI刑事施設の意義を問う意味で必要であろう。 両国の拘禁刑と懲役刑の共通する機能という視点からすれば、PFI刑事施設における受刑者の拘禁、 わが国では、名古屋刑務所事件(二〇〇二年)で明らかにされた受刑者

標さらには再犯率に連動するものであるかは、 島根あさひ社会復帰センター」における治療共同体的処遇を見ることによって比較検討された中で、 方、この治療的処遇をめぐるイギリスと日本の強制的性質の違いが、処遇の本質的な有効性、社会復帰 イギリスのダヴゲート刑事 施設 (治療共同体) の到達状況とさらに 確かめられる

べきであろう。

- (4) Ministry of Justice, POPULATION IN CUSTODY MONTHLY TABLES APRIL 2008 ENGLAND AND WALES, May
- 45 全三一九頁。 浜井浩一(研究代表者)『治安・犯罪対策の科学的根拠となる犯罪統計(日本版犯罪被害調査)の開発』(二〇〇七年)
- 46 先生古稀祝賀論文集刊行委編『刑事政策学の体系』(二〇〇八年)所収、五〇〇、五一一頁。 二極分化政策および社会内処罰につき、三宅、注 (3)、五一五頁、同「イギリスにおける犯罪・犯罪者対策」前野
- 47 PP方式によって経費の最小化および被収容者の人権、規律秩序の維持の課題探求は可能である。Oliver Hart, supra 本稿注(9)参照。完全民営化のみが、刑事施設にかかるDCMFの経費を最小化するとすることは妥当でなく、P

note 9.公権力の行使につき、吉野智「公権力の行使にかかわる業務の民間委託について(上)(下)」捜査研究六五九号、

(島根あさひ社会復帰センターの10月のオープンを前に)

六六〇号 (二〇〇六年) 各八七、八二頁。